

令和8年2月16日

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立上川口小学校

校長名 市川 利幸 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

- ◎「か」…考える子「ねばり強く、多様な見方・考え方で学ぶ子」(知)
- 「み」…みんなで進む子「自分も友だちも大切にし、心を通わせて思いやる子」(徳)
- 「か」…体も心も元気な子「体を動かして遊び、何事もいきいきと取り組む子」(体)
- 「わ」…わくわくドキドキする子「自然を大事にし、好奇心・探求心を大切にする子」(感性)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ア 確かな学力の育成

- ① 問題解決的な学習を軸に、自分に合った学び、仲間と共に深める学び、創造性を発揮できる学びを意図的に展開することで、主体的・対話的で深い学びの実現をめざす。
- ② 基礎学力の定着を図るため、八王子市学力定着度調査の結果を分析し、日常的に、1人1台の学習用端末を活用した反復学習など、個に応じたきめ細かい学習を実現する。

イ 豊かな心の育成

特別の教科 道徳を要として、教育活動全体を通して人と関わる力を育むとともに、協働する活動を通して、尊重と感謝の心を育み、人のために役立つ喜びを経験できるようにする。

ウ 健やかな体の育成

- ① 体力調査の結果分析に基づいた体育科の学習や体育的活動を実践することで、生涯にわたって運動に親しもうとする態度を育成する。
- ② 栽培活動や給食指導と連動した食育を充実し、健康で健やかな人間性を育む。

エ 不登校児童への支援

不登校児童をはじめ、全ての児童が社会とつながり豊かな学校生活が送れるよう、一人ひとりの状況と支援ニーズを的確に把握し、関係諸機関と連携する。またICT機器の活用等による学習の支援を推進する。

オ いじめ防止等の取組

人権教育を推進し、思いやりある人間関係を構築する。また、学校いじめ対策委員会を中心に、いじめに迅速かつ確実に対応して、児童が安心して学校生活を送る居場所を確保する。

カ 特別支援教育の充実

特別支援教育を推進する校内体制の充実と、特別支援教育の視点に基づいた授業改善を推進し、全ての児童が互いに尊重し合い助け合えるよう、学習環境を整える。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【川口中学校グループ(上川口小、川口小、美山小、松枝小)】

川口中学校グループとして共通目標を「自らすすんで学ぶ、自他の個性を認め共に生きる、心身を鍛え健康な体をつくる、地域と共に学ぶ児童・生徒」とする。「9年間で育てたい児童・生徒像」は、川中プライド「あいさつ・けじめ・思いやり」である。そのため、心の教育を重点に学習規律・生活のきまりを守り他者を思いやる児童を育成する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ①算数科、理科を中心に問題解決的な学習を展開する。また全教科において考えを伝え合う活動を取り入れた授業改善を推進する。それらを通して主体的・対話的で深い学びの実現をめざす。
- ②八王子市学力定着度調査及び全国学力・学習状況調査の分析、はちおうじっ子ミニマム全問正解チャレンジへの継続的な取組、短い時間を活用した朝の全校一斉漢字学習などを通して国語科と算数科の基礎的・基本的な学力を身に付けさせる。また研修を通して教員のICT活用能力の向上を図り、それらの機器を効果的に活用した授業改善、個に応じた学習を充実させる。
- ③生活科、体育科、図画工作科、音楽科では教科担任制を取り入れた2学年合同による授業を実施する。これにより複数の教員による多面的・多角的な児童理解を促進するとともに、担当教科を絞ることで教材研究の時間を捻出し、授業改善を図る。
- ④外国語科、外国語活動では、学習用端末を効果的に活用して、基礎的な知識・技能の確実な習得と外国語を用いたコミュニケーションを図る素地の育成をめざす。また外国語指導助手（ALT）による体験的な授業を実践し、それぞれの国の文化を尊重しようとする態度を育てる。

イ 総合的な学習の時間

- ①問題解決的な学習の学び方（感じる・見付ける・考える・まとめる・活かす）による探究的な学習活動を展開し、他教科との関連を図りながら多くの経験を積み、自己の生き方を深く考える態度を養う。
- ②地域の自然や文化、人材と協働した探究活動（上川の四季、野鳥観察、子ども獅子、福祉体験等）を計画的に進め、地域の良さと価値に気付かせ、日本遺産や郷土への誇りと愛着を深める。

ウ 特別活動

- ①学級活動（1）において、自発的・自治的実践活動を積み重ねて、より良い集団生活をめざす実践力のある児童を育てる。
- ②重点として取り組む「上川子ども獅子」、「全校遠足」、「稲作体験」、「ウォークラリー」等の学習では、縦割り班活動や異学年交流活動を通して、所属感や連帯感を高める指導を行い、それぞれの発達段階における児童が共に力を合わせて成し遂げる力を育む。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ①2学年合同による授業を実施し、より話し合いができる環境をつくる。「親切・思いやり」、「相互理解・寛容」、「生命の尊さ」を重点内容項目とし、発問の工夫による授業改善を進め、主体的に考え、議論を深める学習を重ねることで、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- ②道徳教育全体計画及び別葉に基づき、特別の教科 道徳と各教科等の関連を図った取組を実践することで、豊かな心を育み、道徳的価値への理解を深める。
- ③日常的に使用しているデジタルの進化とテクノロジーの特性を理解させ、安全に責任をもって互いを尊重する使い方を身に付けさせる。
- ④道徳授業地区公開講座では、全学級の授業を公開する。道徳教育について、学校・家庭・地域が共通理解を深め、互いに協力して児童の育成にあたる。
- ⑤地域の里山を利用した自然体験活動（稲作体験、ウォークラリー等）を実施する。自然を愛護する心情を養うとともに、生命を尊重する態度を育む。

(3) キャリア教育

- ①キャリア教育の全体目標を「川口町の自然や課題を知り、将来に向けて地域をよりよくしようとする意欲を高め、夢を叶えようとする態度を育てる。」とし、小学校6年間を通して、川口中学校区の豊かな自然、中でも里山を活用した体系的・系統的なキャリア教育を推進し、持続可能な社会の創り手の育成をめざす。
- ②川口中学校区の自然に詳しい地域団体や人々との関わり合いを基に、里山の環境保全・伝統芸能等に関する取組をする。見つける・出会う・考えるといった段階的な重点目標を掲げ、持続可能な体験活動や探究活動を通して郷土を大切にする心情の育成を図る。
- ③「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、川口中学校区における一貫性のある児童・生徒の取組を通して、自己理解を深め、自己のキャリアについて考えることができるようにする。

(4) 特別支援教育

- ①特別の教科 道徳や学校行事等を中心として、障害者理解教育の推進と多様性を認め合う共生社会の素地を養う。
- ②特別な支援が必要な児童について、児童や保護者の希望を踏まえた支援ニーズの把握と個に応じた支援の充実をめざし、特別支援校内委員会の支援体制を更に充実させる。
- ③特別支援教室との連携や研修、巡回相談の活用等を通し、支援を必要とする児童への教員の指導力およびユニバーサルデザインの視点に立った指導力の向上を図る。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ①生活のきまり「わたしたちの一日」を基に、基本的な生活習慣を重点とし、社会的ルールを身に付けさせ、規律と思いやりにあふれた楽しい学校生活を送れるようにする。
- ②避難訓練、セーフティ教室、情報モラル集会等を通して、安全や自己の身を守るために必要な知識を身に付け、児童が自ら判断し、行動できる力を育てる。
- ③『生命（いのち）の安全教育』を基に、各段階別教材・授業展開例等を活用した指導を行うことで、生命を大切にし、一人ひとりを尊重する態度を身に付けさせる。

イ いじめ防止等の取組

- ①週1回開催される学校いじめ対策委員会で、全教員による情報共有及び組織的対応の共通確認を細やかに行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の体制を充実させる。
- ②スクールカウンセラーによる年3回の全員面談や「八王子市いのちの大切さを共に考える日（7月）」における「SOSの出し方に関する教育」等の取組を通して相談できる大人の存在を大切にできるように支援する。また毎学期行う希望者面談を活用し、児童が抱える問題の早期発見、組織的対応に努める。
- ③年3回のいじめに関するアンケートやQ-Uの結果を活用し、いじめを早期発見する。また年間5時間以上のいじめ防止に関する授業や年3回の情報モラル集会等でいじめ防止に向けた啓発を行う。

ウ 不登校児童への支援等

- ①「個票システム」の活用を通して「気になる児童」「不登校児童」を早期に把握する。また個の状況や支援ニーズを的確に把握するために、保護者との面談やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携を図る。
- ②関係機関と連携して社会とつながりが切れないように最善の対応策を追求する。学校においては、オンラインによる面談や学習活動を実施し、サポートする。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

「はちおうじっ子ミニマム」の全問正解チャレンジへの定期的な取組、週3回のフォローアップタイムを利用した補習学習、短い時間を活用した朝の全校一斉漢字学習を通して社会生活を営む上で最低限必要な基礎的・基本的な学力の定着を図る。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1）合唱コンクールリハーサル鑑賞、部活動体験等を通し、切れ目のない接続の充実を図る。
- （取組2）各校の学力定着プロジェクトチームで連携し、内容や方法の共通理解をし、学力保障を図る。
- （取組3）川中プライドを重点とした取組や児童・生徒の様子を毎学期1回、共有をする。
- （取組4）あいさつ運動や地域の祭りへの参加を通して地域への参画意識を育む。

イ その他

- ①（ICT活用に関する資質・能力の育成）八王子市版情報活用能力系統表を基に1人1台の学習用端末を学校や家庭で日常的に活用し、発達段階に応じたスキルを着実に身に付けさせる。
- ②（「保・幼・小連携の日の取組」「保・幼・小架け橋期のカリキュラム」を活用し、入学児童の個に応じた指導や支援を実践する。運動会を保幼小連携の日とし、就学前の児童が参加できる場を設定する。
- ③（地域主催の活動への参加）地域の夏祭り・秋のふれあい健康祭りでの「上川子ども獅子」の披露を通して地域活動への積極的な参加を促し、教員も関わることで取組を見取る。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	17	1	20	21	19	19	15	18	18	205
2	18	18	22	17	1	20	21	19	19	15	18	18	206
3	18	18	22	17	1	20	21	19	19	15	18	18	206
4	18	18	22	17	1	20	21	19	19	15	18	18	206
5	18	18	22	17	1	20	21	19	19	15	18	18	206
6	18	18	22	17	4	20	21	19	19	15	18	17	208
備 考	①第1学年は1学期始業式に参加しないため1日減とする。 ②第6学年は夏季休業中に集団宿泊的行事(移動教室3日間)を実施するため3日増とする。 ③第6学年は修了式に参加しないため1日減とする。 ④夏季休業日は7月24日(金)から8月30日(日)までとする。 ⑤開校記念日5月7日(木)及び都民の日10月1日(木)を授業日とする。 ⑥9月26日(土)は振替休業日をとらない土曜授業日として設定する。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表(1単位時間は、45分とする。)

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70	70	70	70
特別活動(学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980	1015	1015	1015

		備 考						
ア その他の授業時数								
		学年	1	2	3	4	5	6
区分								
児童会活動	児童会集会活動	4	4	4	4	4	4	4
	委員会活動	/	/	/	14 2/3	14 2/3	14 2/3	14 2/3
クラブ活動		/	/	/	17 1/3	17 1/3	17 1/3	17 1/3
学校行事		45 1/3	44 1/3	49 1/3	50 1/9	57 1/3	69 7/9	69 7/9
学級・学年裁量の時間		11	0	1	0	0	0	1
イ 1 単位時間								
○ 1 単位時間は45分とする。								
○ 委員会活動の 1 単位時間は60分とする。								
○ クラブ活動の 1 単位時間は60分とし、年間13回実施する。								
ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて								
○ 「短い時間を活用した教科等指導」を全学年で毎週火曜日を基本とし、国語科で実施する。								
第1 学年 1 回15分計27回 国語 9 時間								
第2～6 学年 1 回15分計39回 国語 13 時間								
○ 第3 学年～第6 学年において、以下のクラブ・委員会のない水曜5校時に授業を実施する。								
第3～6 学年 9/3, 12/23, 2/17, 3/17 計4回 4時間								
○ 9月11日（金）、静岡移動教室のため、5年生を6時間授業とし、1時間増加。								
○ 8月21日（金）・22日（土）、日光移動教室のため、6年生を3時間増加。								
○ 9月30日（水）、小中一貫教育の日のため、全学年1時間増加。								
エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容								
オ 授業時数に位置付けない教育活動								
○ 昼読書を週4回（月・火・木・金曜日）実施する。								
○ 読み聞かせを月2回程度（木曜日）、年間17回実施する。								
カ その他								